

中川事務所新聞

第57号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【新年度とともに起こる各種変化】

■道路特定財源問題

ガソリン・軽油の値段がとりあえず下がることになりました。今後の流れによって再び引き上げられることも予想されるので、上手に渡り合っていきたいものです。

■改正パートタイム労働法の施行

正社員以外の労働者の待遇改善のための法律です。経営者側にとっては非常に厳しい経営圧迫要因です。中小企業にも影響が予想されますが、小手先の対

応では済みそうにもないでしょう。

■値上げラッシュ

食糧品をはじめとして広範囲で値上げが予定されています。自社の業績への影響がどのように起こってくるのか、主体的な経営の舵取りを目指しましょう。

【日本のサブプライム問題】

クレジット関連の法律が改正され、完全実施に向けて既に動きが始まっています。消費者にとって大きく影響する部分は、「総量規制」が導入されることです。

これは、個人の借入限度額（クレジット利用限度額）を年収の30%以内に制限することで、かつて不動産価格が暴騰したときに銀行が規制され、その後の

バブル崩壊に繋がったのと同じ構図です。

個人に対する急激な信用収縮が起こり、消費が減退することは必至です。その規模は米国のサブプライム問題にほぼ匹敵するので、今後の影響を注視する必要があります。

【4月の事務予定】

- ・4月決算法人期末実地棚卸
- ・12月決算建設業決算変更届
- ・2月決算法人確定申告&納税
- ・8月決算法人中間申告&納税
- ・固定資産税第1期分の納付
- ・労働保険年度更新手続開始
- ・ゴールデンウィークの計画



知ってお得！？経営数値

基本公式：

$$\text{客数} = \text{新規客} + \text{既存客}$$

顧客獲得費用

お客さんあつての商売ですが、集客のためにあの手この手を使うにも、そこには必ず経費が発生します。少ない経費で多くの利益を上げるのが理想ではあるものの、その数値的効果についてはよく分か

らないものです。

しかし、経験則から新規客を獲得する費用は既存客を維持する費用の数倍かかるといわれています。予算に制限がないのなら、両方にふんだんにつき込めばいいのですが、実態はそういう訳にはいかないでしょう。

チラシなどで新規客獲得に熱心な姿はよく見かけますが、

その割りに既存客に対する予算が手薄になっているのもよく見かけます。物事の優先順位を間違えないように気をつけましょう。



経営談義

【決算まとめ読みで分かったこと】

この1ヶ月間程、私自身の手で20数件の決算作業を行いました。これだけの数の年間業績にまとめて目を通すと、共通点が浮かび上がってくるものです。今回の最重要ポイントは、

「人材活用が業績を左右する」という点です。

業績を伸ばしたところは、人員の絶対数の確保を含め、広い意味でサービスが向上し、それが業績アップに繋がります。



した。また、人材育成という中小企業にとって最大の強みを蓄積していったことも見逃せません。

一方、業績を落としたところで注目すべきは、機会損失の発生です。機会損失とは、仕事がありながら人手不足で処理することが出来ず、本来なら得られたであろう利益のことです。これについては、「取らぬ狸の皮算用」的な色彩が強く、確かな数字として算出し難いうえに、現場作業に忙殺される経営者の意識の外にあることが多く、知らないうちに損失が積み上がっているものです。

これらの状況から今後の対

策を考えると、人手不足時代の本格化に備えて、人材の確保が非常に重要なポイントになります。特に最近では定着率が悪く、採用しても長続きしないという傾向があります。経営者がこの傾向に根負けすると、ノウハウの蓄積という点で、出来る経営者と出来ない経営者の差が開く一方になります。人材活用が業績を左右する昨今においては、この差が致命傷にもなりかねないので、経営者は心して係るべきだと思います。



「この眼鏡も見難くなってきたなあ」
「眼鏡の上からもう一個眼鏡かけたら？」
「そうやな。二個かけたら良く見えるかもな...って、おい！」
生！
がんばれピカピカの一年

旅行のチラシで芝桜が物凄く綺麗なところを見つけた。広島県の山奥らしいのですが、マイカーでは是非とも見に行きたいと思います。
末娘が四月から小学生になります。私から見ると何時までも赤ちゃんのようですが、口だけは達者になる一方です。先日も私が家で新聞を読んでいる、

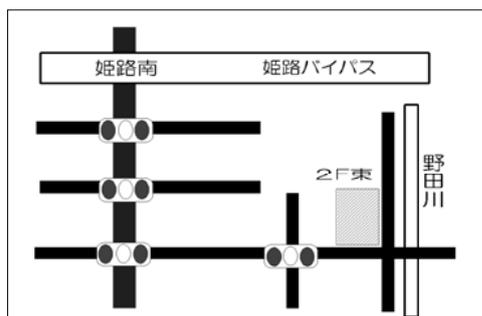
あじなわ

ワンストップ「経営・生活」サポーター 行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp